

別府市要件設定型一般競争入札実施要領

制定	平成19年8月10日 別府市告示第233号
改正	平成21年6月17日 別府市告示第192号 平成21年9月29日 別府市告示第300号 平成24年7月31日 別府市告示第286号 平成25年3月29日 別府市告示第81号 平成26年3月31日 別府市告示第115号

第1 趣旨

この要領は、本市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。第4第2号及び第6号において同じ。）及び建設工事に関する委託業務（建設工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。第4第2号において同じ。）をいう。以下同じ。）に係る要件設定型一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、要件設定型一般競争入札とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。

第3 対象建設工事等

要件設定型一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象建設工事等」という。）は、別府市建設工事競争入札参加資格審査及び指名基準

に関する規程（昭和40年別府市訓令第2号）の規定により設置される別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）が建設工事等の内容、規模その他必要な事項を総合的に判断し、選定した建設工事等とする。

第4 競争入札参加資格

要件設定型一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 対象建設工事等が建設工事である場合は別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和55年別府市告示第176号）の規定により、対象建設工事等が建設工事に関する委託業務である場合は別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和60年別府市告示第269号）の規定により、等級の格付け又は資格の認定を受けている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札予定日の前日までの間の各日が別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の

決定が確定したものを除く。)でないこと。

- (6) 対象建設工事等（建設工事に限る。第9号において同じ。）の業種に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（P点）が一定の点数以上であること。
- (7) 対象建設工事等と同種で、かつ、同規模以上の建設工事等の履行実績があること。
- (8) 対象建設工事等に配置を予定する主任技術者、監理技術者、照査技術者等が適正であること。
- (9) 対象建設工事等の業種について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- (10) 別府市内に本店又は支店等があること。
- (11) その他委員会が必要と認める事項を満たしていること。

2 入札参加者が共同企業体である場合の競争入札参加資格は、前項に定めるもののほか、別府市建設工事に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成19年別府市告示第234号）に定めるところによるものとし、同項に定める競争入札参加資格は、共同企業体及びその構成員それぞれについて設けるものとする。

第5 競争入札参加資格の決定

競争入札参加資格は、対象建設工事等ごとに委員会の議を経て決定するものとする。

第6 競争入札参加資格の確認の申請

- 1 入札参加者は、当該要件設定型一般競争入札の公告に定める申請期限までに、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に次に掲げる競争入札参加資格を証する書面を添えて、契約担当者に競争入札参加資格の確認を申請しなければならない。
 - (1) 競争入札参加資格状況表（様式第2号）
 - (2) 履行実績（様式第3号）
 - (3) 配置予定技術者の資格・建設工事等経験（様式第4号）
 - (4) その他契約担当者が必要と認める書面
- 2 契約担当者は、競争入札参加資格の確認の申請期限を原則として入札書提出期限の3開庁日前として定めるものとする。

- 3 契約担当者は、第1項の申請に不備等があり、競争入札参加資格の有無を確認することができないときは、期限を定め補正を求めるものとする。
- 4 前項の規定により補正を求める期限は、原則として開札日から起算して2開庁日が経過する日までとし、当該期限までに補正がなされないときは、当該者は競争入札参加資格を有しないものとする。

第7 落札者の決定等

- 1 契約担当者は、開札後、入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（別府市建設工事契約に係る最低制限価格制度試行要領（平成21年別府市告示第187号。以下「最低制限価格制度試行要領」という。）第8条第3項の規定により落札者としなざこととされる者及び建設工事に関する委託業務において最低制限価格未満の価格をもって入札した者を除く。以下「最低価格入札者」という。）の名称等及び入札額を公表の上、落札者の決定を保留し、当該最低価格入札者の競争入札参加資格の確認を行うものとする。
- 2 契約担当者は、最低価格入札者が競争入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該最低価格入札者を落札者として決定するものとする。ただし、契約担当者は、当該最低価格入札者が競争入札参加資格を有しないと確認したときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちで最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）の競争入札参加資格を確認した上で、次順位者を落札者として決定するものとする（次順位者が競争入札参加資格を有しないときは、順に同様の手続を行うものとする。）。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約担当者は、開札後、最低制限価格制度試行要領第6条第1項の規定により最低制限価格を算定するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の競争入札参加資格を確認し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした入札参加者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者として決定するものとする。
- 4 契約担当者は、入札参加者が競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該入札参加者の入札を無効にし、その旨を競争入札参加資格

不適格通知書（様式第5号）により通知するものとする。

5 契約担当者は、落札者の決定を原則として開札日から起算して3開庁日が経過する日までに行うものとする。ただし、入札参加者が競争入札参加資格を有しないと確認したときは、この限りでない。

6 契約担当者は、第1項、第2項及び第3項の確認において、競争入札参加資格に疑義がある場合は、委員会の審査に付するものとする。

第8 競争入札参加資格を有しないと確認した者に対する理由の説明

1 競争入札参加資格を有しないと確認された者は、第7第4項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約担当者に対して書面を持参することによりその説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により説明を求められたときは、委員会の議を経た上で、当該説明を求められた日の翌日から起算して8日以内に競争入札参加資格を有しないと確認した理由を説明書（様式第6号）により回答するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年6月17日告示第192号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年9月29日告示第300号）

（施行期日）

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12第4項の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告をする入札に付する建設工事から適用し、この要領の施行の前に入札公告をした入札に付する建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月31日告示第286号）

（施行期日）

1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式は、この要領の施行の日以後に入札広告をする入札に付する建設工事から適用し、同日前に入札公告をした入札に付する建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日告示第81号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札公告をする建設工事等から適用する。

附 則（平成26年3月31日告示第115号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。